

(2023年12月1日改訂)

JBR総合補償制度

JBR総合補償制度の概要

◎パートナー店様が日本国内で行う当社の事業活動を対象として、当該事業活動に起因する当社の責任の範囲における対人事故・対物事故などのリスクについて補償します。

【賠償責任保険】

●請負業者賠償責任保険特別約款

当社及びパートナー店様が行った工事・作業によって発生した他人の身体の障害または財物の損壊について、当社及びパートナー店様が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。（引受保険会社：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社の約款に基づきます。）

（例）住宅のカギやガラス等の取替え・取付け作業中、誤ってドアを傷つけてしまった。

お客様宅に作業のため入ったところ、玄関にあった壺を割ってしまった。

お客様宅の台所水栓交換作業中に、誤ってキッチンフローリングに漏水してしまった。

●生産物賠償責任保険特別約款（PL保険）

当社及びパートナー店様の提供する生産物（販売・サービスも含む、仕事の結果）によって発生した他人の身体の障害または財物の損壊について、当社及びパートナー店様が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。（引受保険会社：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社の約款に基づきます。）

（例）カギやガラスの取替え作業後に取付けミスがありドアやサッシに傷がついてしまった。

作業した部分から突起物が出ておりお客様がけがをしました。

●自動車管理者特別約款

業務遂行の通常の過程として、一時的に保管施設外で他人から預かった自動車（以下「受託自動車」といいます）を管理している間にその自動車が損壊、紛失、盗取または詐取され、当社及びパートナー店様が預け主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。（引受保険会社：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社の約款に基づきます。）

（例）お客様のご自宅への納品の際に事故を起こし、車に傷をつけてしまった。

【補償金額】

	てん補内容	
請負業者賠償責任保険	身体	1名につき5億円 1事故につき5億円
	財物	1事故につき5億円
生産物賠償責任保険 (PL保険)	身体	1名につき5億円 1事故につき5億円
	財物	1事故につき5億円
自動車管理者賠償責任保険	1事故につき2,000万円	

請負業者賠償責任保険、生産物賠償責任保険には被害者治療費等補償特約（1事故につき1,000万円）、対物臨時費用補償特約（1事故につき10万円）が付帯されております。

【 制度運営費 】

案件ごとに売上げに応じて請求させていただきます。

※ ご請求額：売上の0.6%（売上が100万円の場合、6,000円）

【 制度利用金額 】

・請負賠償責任保険、生産物賠償責任保険 1事故 3万円（一律）

・自動車管理賠償責任保険 1事故 5万円

※ 制度利用金額とは事故が発生した場合にパートナー店様の自己負担となる金額です。

お支払いの対象とならない主な場合

- ・ 当社、およびパートナー店様の故意
- ・ 戦争・変乱・暴動・騒じょう・労働争議および地震・噴火・津波等の天災
- ・ 他人との約定によって加重された賠償責任
- ・ 他人から借りたり預かったりしている物など、被保険者の管理下にある財物の滅失・き損・汚損に起因する賠償責任
- ・ 従業員の業務遂行中の死亡・ケガ・疾病に起因する賠償責任
- ・ 石綿（アスベスト）、石綿の代替物質等の発がん性その他有害な特性に起因する事故
- ・ 排水・排気（煙を含む）、汚染物質の排出・流出に起因する事故
- ・ 地下工事、基礎工事、土地の掘削工事に伴う土地の沈下、隆起、移動、振動もしくは土砂崩れによる財物の滅失・き損・汚損に起因する賠償責任
- ・ じんあい、騒音に起因する事故
- ・ 塗料・塗料用材料・鉄粉・火の粉の飛散による事故
- ・ パートナー店様が故意または重大な過失により法令に違反して製造、生産、加工、販売もしくは提供した生産物によって生じた事故
- ・ 日本国外において発生した事故、日本国外の裁判所で提訴された損害賠償請求
- ・ 建物や設備の老朽化・自然の摩耗・消耗に起因する損害

万が一、事故が起こった時は・・・

- 保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故が発生した時は、遅滞なく、事故発生の日時・場所・被害者の住所・氏名・事故状況・受けた損害賠償請求の内容・その他必要事項について、JBRまでご連絡ください。
- 事故発生のご連絡が遅れた場合には、保険金のお支払いができなくなる場合がありますのでくれぐれもご注意ください。
- 万が一「お客様にケガを負わせてしまった・財物を壊してしまった」場合は、何よりもまず、お客様に対して謝罪してください。誠意こそが円満解決の第一歩です。
- お客様にケガを負わせてしまった場合は、直ちに医師に診てもらおう手配をし、診断書をもらうようお願いしてください。
- 財物を壊してしまった場合は、必ず損害状況がわかる写真を撮ってください。（損害物件の全体がわかるものと、損害箇所を数枚）

- お客様にご納得いただける修理手段を手配し、修理見積書を入手してください。（修理内容の詳細（部材・数量・単価etc）や内訳が確認できるもの）
財物を壊してしまった場合は、必ず損害状況がわかる写真を撮ってください。（損害物件の全体がわかるものと、損害箇所を数枚）
- 財物を壊してしまった場合は、必ず損害状況がわかる写真を撮ってください。（損害物件の全体がわかるものと、損害箇所を数枚）お客様にご納得いただける修理手段を手配し、修理見積書を入手してください。（修理内容の詳細（部材・数量・単価etc）や内訳が確認できるもの）
- この補償制度では、保険会社が被害者の方と直接示談交渉を行う事が出来ません。従いまして、この補償制度が適用され则认为される事故が発生した場合には、保険会社および取扱い代理店等からの助言に基づき、当社、及びパートナー店が被害者との示談交渉を進めることとなります。あらかじめご承知おきくださいますようお願いいたします。

事故の大小関係なく、どんな小さな事故であっても、速やかにご連絡くださいますようお願いいたします。また、事故の解決に当たり、状況確認の為にヒアリング、及び被害者との一部調整、保険認定外の負担金の相談をさせて頂く場合があります。その際は、ご理解ご協力頂きますようお願いいたします。

以上